

# “避難支援者”に なっていただけませんか

「個別避難計画」の作成が始まります

個別避難計画とは、災害時に自力で避難することが難しい方をあらかじめ把握し登録しておく「避難行動要支援者名簿」の登録者を対象として、発災時に「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ決めておく計画です。練馬区では令和6年1月から震災時における個別避難計画の作成が始まります。対象となる方に、避難場所や避難支援者等をお聞きする調査票を送付し、回答いただいた内容をもとに個別避難計画書を作成します。

## 避難行動要支援者名簿登録者とは？

避難行動要支援者名簿に登録されているのは、以下のような方です。近所の方やお知り合いに該当する方がおり、災害時にその方の避難支援を行うことが可能な場合には、避難支援者として計画に定めることができるよう、相談にのっていただいたり、声掛けしていただくようお願いします。

### 避難行動要支援者名簿登録要件

1. 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
2. 身体障害者手帳（1級～2級）をお持ちの方
3. 愛の手帳（1度～4度）をお持ちの方
4. 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
5. 上記に準ずる方で名簿登録を希望する方



## 「なぜ」避難支援者が必要？

発災時には公的機関が様々な支援活動を行いますが、災害の規模が大きくなると、公的機関の支援能力が低下する一方で、支援を必要とする方が多くなります。そのような場面でも家族や地域の方同士で協力し、助け合うことが、一人でも多くの要支援者の生命・身体を守ることに繋がります。

“あなた”の支援で  
助かる「命」があります

# 避難支援者になっていただける方へ

## ～平常時～

以下に気を付けて、災害にそなえてください。

- 日頃から要支援者への声掛けや見守り活動を継続的に行ってください

## ～発災時～

まず第一に、ご自身と家族の安全確保・火の始末などをしてください。

その後に、以下の避難支援活動をお願いします。

- 要支援者に連絡または必要に応じて自宅等へ出向き、安否確認や避難支援活動を行ってください
- 安否確認や避難支援を行うときは、必要に応じて要支援者のご近所の方などに協力を頼んで複数で行ってください
- 避難する場合は必需品の持ち出しなどが不要ないか確認してください
- 安否確認ができたならお近くの避難拠点（区立小・中学校）への報告、または、安否状況報告フォームによる報告をお願いします

発災時の避難支援の結果等について  
法的な責任や義務が生じるものではありません

## お問い合わせ

練馬区 福祉部 管理課  
福祉防災・システム係

TEL 03-5984-1337  
FAX 03-5984-1214



練馬区HP 個別避難計画